

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 東海財務局                            |
| 【提出日】      | 2026年9月30日                       |
| 【会社名】      | 株式会社クレストック                       |
| 【英訳名】      | CRESTEC Inc.                     |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員 栗沢 威臣                |
| 【本店の所在の場所】 | 静岡県浜松市中央区東三方町69番地                |
| 【電話番号】     | 053-439-0315（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役専務執行役員 三輪 雅人                  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 静岡県浜松市中央区東三方町69番地                |
| 【電話番号】     | 053-439-0315（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役専務執行役員 三輪 雅人                  |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【提出理由】

2026年9月25日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件  
取締役（監査等委員であるものを除く。）として、栗沢威臣、富永尚志、三輪雅人を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
監査等委員である取締役として、鈴木康明、竹澤隆国、佐藤雅秀を選任する。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件  
取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額（利益連動給与）の上限を年額5千万円以内とし、業績連動報酬にかかる算定式等は取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件  | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------|--------|-------|-------|-------|----------------|
| 第1号議案 |        |       |       | (注) 1 |                |
| 栗沢 威臣 | 20,321 | 988   | —     |       | 可決 95.36       |
| 富永 尚志 | 21,058 | 251   | —     |       | 可決 98.82       |
| 三輪 雅人 | 21,236 | 73    | —     |       | 可決 99.66       |
| 第2号議案 |        |       |       | (注) 1 |                |
| 鈴木 康明 | 21,057 | 252   | —     |       | 可決 98.82       |
| 竹澤 隆国 | 21,056 | 253   | —     |       | 可決 98.81       |
| 佐藤 雅秀 | 21,040 | 269   | —     |       | 可決 98.74       |
| 第3号議案 | 21,003 | 306   | —     | (注) 2 | 可決 98.56       |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上